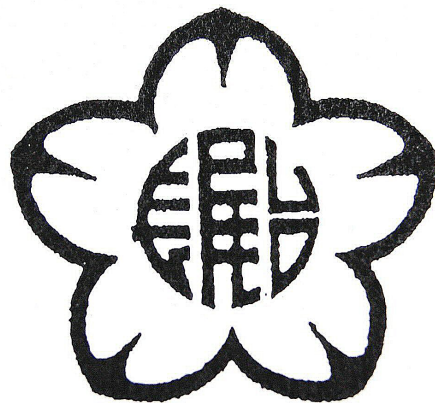


長尾台小学校いじめ防止基本方針

(令和5年度版)



宝塚市立長尾台小学校

1 学校いじめ防止等の取組に関する基本方針の改訂

本校は、人間尊重の精神を教育の基盤にし、「ひとりひとりが輝く長尾台の子」を学校教育目標として、教育活動に取り組んでいる。また、コミュニティ・スクールとして保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえながら、子どもたちの健全な成長を目指している。

平成25年(2013年)にいじめ防止対策推進法が制定され、その第13条に学校のいじめ防止基本方針の策定が義務付けられている。平成31年(2019年)に宝塚市いじめ防止基本方針が改訂されたことを踏まえ、本校においてもいじめの防止等についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定した。その後は、本基本方針は毎年見直しをするものとし、今年度見直したものを、令和5年度版として、ここに示す。

2 基本的な考え方

- (1) いじめの防止、解消を本校の最重要課題の一つとして位置づけ、決して一人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に取り組む。
- (2) 「いじめは絶対に許されない」という考えを、あらゆる教育活動を通して、全ての児童に理解させる。いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育成する。
- (3) 保護者、地域、関係機関と連携しながら、学校を取り巻くコミュニティ全体でいじめ問題に取り組む体制を構築する。

3 いじめの定義

本方針においては、「いじめ」を次のようにとらえる。

「本校に在籍する児童に対して、一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」

4 いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報共有と組織対応を行っていく。

いじめの認知については、初期段階のいじめであっても組織として積極的に認知し、解決につなげることが重要である。従って、いじめ防止等の取り組みが進むにつれていじめの認知件数は増えていく。

5 いじめの態様

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間外れ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

- (4) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (5) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (6) 金品をたかられる。
- (7) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話、スマートフォン等を使って、SNSやインターネット等につなぎ、誹謗中傷やいやなことをされる。
 - ・具体的には、画像や動画を無許可でアップされる。
 - ・LINEで悪口など、誹謗中傷されたり、無視されたりすること。など

6 いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、長期の期間を設定する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するものとする。

7 いじめ防止等のための組織の設置（資料1）

推進法第22条の規定に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、学校いじめ防止委員会を設置する。

学校いじめ防止委員会は、「生徒指導上の問題」が、「いじめ」に当たるのかを判断し、いじめの解消の対処に当たるだけでなく、いじめの防止等に向けた、より積極的な機能や役割を担う。そのため、学校いじめ防止委員会の目的、役割をより明確にするため、学校いじめ防止委員会の機能を既存の生徒指導委員会等とは別に設置する。

(1) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、校長、教頭、生活指導担当教員、養護教諭、その他学校の実情に応じて決定する。また、個々のいじめ事案の対処等にあたっては、関係の深い教職員を追加するなどの柔軟な組織とする。さらに必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加により、より実効的ないじめ問題の解決に資する体制とする。

(2) 役割

- ① 推進法2条に規定されている「いじめの定義」を全教職員が理解し、積極的にいじめの認知を行うことができるように組織体制を確立する。
- ② 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の取組に関して、具体的な年間計画を作成するとともに、その実施結果を検証する。また、必要に応じて学校いじめ防止基本方針を改訂する。
- ③ いじめの相談・報告窓口となるとともに、いじめが疑われる情報や児童の問題行動などに係る情報を収集・記録する。
- ④ いじめが疑われる情報があった時には定例または緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、いじめの有無の判断、指導及び支援体制・対応方針の決定を行う。
- ⑤ 校内研修を企画し運営する。
- ⑥ いじめ防止等に関して保護者や地域の協力を得るとともに、保護者や地域に対して学校の取組に関する情報提供を行う。
- ⑦ 推進法第28条に規定する重大事態の調査を行う。ただし、当該事案の性質に応じ、適切な専門家を加えて対応する。

※ 学校いじめ防止委員会を中核として、すべての教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ防止等に関する対策を行う。また、教職員は、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、一人で抱え込むことなく、管理職や学年職員に相談するほか、学校いじめ防止委員会に報告し、組織的対応を行う。

8 いじめの未然防止

学校の教育活動全体を通じて、児童一人ひとりの内面理解に基づき、全ての児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。このことを基盤として、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重する豊かな心を育成する。

(1) 人権教育の実施

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを児童一人ひとりがしっかりと理解し、互いの人権を尊重する心を育まなければならない。本校では、全ての教育活動の中に常に人権尊重の視点を持ち取り組んでいるが、人権週間における重点的な取組、人権参観を通じた児童の学びと保護者への啓発など、あらゆる機会の中で人権教育を進めていく。

(2) 道徳教育の実施

いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育成するにあたっては、児童が生命を大切にできる心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識を持たせることが必要となる。充実した道徳教育を計画的に実施する。

(3) 体験活動の実施

体験的な活動は児童の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識や自己肯定感を醸成する。3年生の環境体験、4年生の福祉体験、5年生の自然学校、6年生での修学旅行をはじめとして、その他多様な体験活動を計画的に進めていく。

(4) メディアリテラシーの強化

児童がSNS等の危険について学ぶ機会を持つとともに、保護者への啓発等の取り組みを行う。

9 いじめの早期発見

(1) 定期的なアンケート調査等の実施

いじめの実態把握のためのアンケートを実施する。1学期は、教育委員会作成の「こころとからだのアンケート調査」(資料2)を行う。本アンケート調査は、心理教育、リラクゼーション、アンケートへの回答、回答後の担任等による面談という一連の指導として行い、回答結果の分析に応じて、スクールカウンセラーなどの臨床心理士によるカウンセリングを活用する。また、2・3学期は、「いじめ調査アンケート」(資料3)を実施し、担任等による面談を通じて、いじめの兆候を把握し、教職員間で共有する。アンケートの実施に当たっては、記名、無記名、記入場所、提出方法等、アンケートの内容に応じて配慮する。

(2) 教職員と児童との良好な人間関係の構築と相談機能の充実

いじめが疑われる事案があったとき、いじめを受けている児童やその保護者、またいじめを見た児童などから、安心して相談できる教職員であるよう、日ごろから児童との良好な関係を構築する。

また、児童や保護者、地域等からのいじめに関する相談を受けるところとして、担任等の教職員、校内の「いじめ防止委員会」等が担っているが、この相談体制が適切に機能しているかなどについて定期的に点検するとともにホームページ等により広く周知する。

(3) 児童のSOSを発信できる力の育成

学校は相談機能の充実を図るとともに、自他の命の大切さを考える学習を実施し、児童が自分自身や友達の危機に気づき、問題を一人で背負い込まずに対処をしたり関わったりし、信頼できる大人につなぐことの重要性を理解する等、児童のSOSを発信できる力の育成を図る。児童が表現した微妙なサイン・SOSに気づき、その意味を適切に読み取り、児童の心の危機に対応していく。

(4) 教職員がゆとりをもって児童と向き合う時間の確保

ノー会議デー、定時退勤日の実施、事務作業や会議の効率化等を一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって児童と向き合う時間を確保し、一人ひとりの児童の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に資する体制を整備する。

保護者に、定時退勤日、勤務時間終了後の電話連絡について等、周知し、保護者への理解と協力を得る。

10 いじめへの対処

(1) 基本的な考え

教職員は、いじめを発見し又は相談を受けた場合には、推進法第23条1項の規定に基づき、直ちに管理職に報告し、特定の教職員だけで抱え込むことなく、速やかに「学校いじめ防止委員会」に報告し、組織的に対応する。

指導に際しては、いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。児童をしばらく見守るという対応については、援助を求めた側が、自分は見守られているということを感じることができるように対応する。また、全ての教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止める。児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。いじめの発見・通報を受けた場合は特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止委員会」に情報を提供し、組織的な対応を行う。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

(3) いじめを受けた児童や保護者への支援

いじめを受けた児童から事実関係の聴取を行う。また、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、いじめを受けた児童にとって信頼できる友人や大人などと連携し、児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童が一刻も早く、安心して学校生活を送ることができるよう、全力で取り組む。取組に当たっては、児童の個人情報取扱い等プライバシーには十分留意する。

(4) いじめた児童への指導、その保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。聴取した事実関係は、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行う。その際、家庭における児童への指導等について必要な助言を保護者に行う。

(5) 周囲の児童への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えること、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。

はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめは学級全体の問題であることを児童に理解させながら、被害児童と加害児童、周りの児童との関係を修復し、好ましい集団活動ができるよう、集団の一員としての在り方について考えさせる。

(6) 教育委員会との連携

いじめを把握した場合には、速やかに教育委員会へ報告し、その指導助言等による支援を得ながら、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。また、経過観察・解消等のいじめ事案の状況を適宜、教育委員会に報告し、教育委員会との連携を図る。

1 1 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの防止

インターネットやSNS等によるいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性がある。そのため、日ごろからの情報モラルに関する教育に取り組む。警察等の関係機関の協力を得た「サイバー犯罪防止教室」の開催や、生活指導の中で取り上げるなど、正しい知識と利用についての教育を進める。また、保護者に対しても、携帯電話等の児童の利用は保護者の責任の下で行うことの理解を深め、保護者の責務について周知を図る。

(2) ネットいじめの早期発見

インターネットやSNS等によるいじめは、閉ざされた人間関係で大人が見えにくい中で行われることが多く、なかなか発見しにくい。そのため、教職員は児童の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高くするよう心掛ける。

(3) ネットいじめへの対処

インターネットやSNS等での不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、削除の措置を講じる。名誉棄損やプライバシー侵害があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、教育委員会や警察などと連携し、必要な措置を講じる。

1 2 児童の主体的な活動の推進

(1) 意義

いじめの防止は教職員だけが取り組むのではなく、児童がいじめをしない、させない、許さない、見逃さないという強い意識を持つことが大切である。特別活動をはじめとする教育課程に、児童の主体的な活動を位置付け、推進することは、意義あることである。

(2) 内容

児童一人ひとりに居場所のある学級や学校にしていくために、児童会活動の中で、いじめの防止等に関する取組を議題としたり、学級活動の中でもいじめのない学級づくりを取り上げたりするなど、児童自らが自分たちのできることにについて考えることは大切である。

具体的には、次のような内容が想定できる。

- ① 「多様性」を認め合える学級や学校とはどのようなものか
- ② どのようにすれば、いじめが起こらない学級・学校づくりができるのか
- ③ いじめが起こったとき、自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいのか

1 3 学校評価による年間計画の見直し

学校基本方針に沿って実施したいじめ防止等のための取組や校内研修等の取組状況等を学校評価の評価項目に位置づけ、定期的に点検、評価を行い、年間計画を見直していく。

なお、学校評価に当たっては、いじめの認知件数のみを評価対象とせず、児童や地域の実情等を踏まえて目標を設定し、組織的対応の観点で評価する。また、学校運営協議会においても、取組状況の点検・評価を行い、改善に努める。

14 教職員研修

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が必要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高める。

内容としては、児童一人ひとりが自己存在感や自己有用感を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、またカウンセリングマインドなど児童理解による生徒指導のあり方など、多様なものを取り上げる。また、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する学校の取組方針や計画、個別の事例研究等による教職員の共通理解を図る。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用する。

研修は次のことに留意して行う。

- ・少なくとも年に1回以上行う。
- ・年間計画に位置付けて行う。
- ・形骸化することなく、実態に応じた内容で行う。
- ・多様なテーマにおよぶ研修を「いじめ防止等の研修」として、積極的な意義を見出し、教職員の共通認識や問題意識が形成されるよう行う。

15 家庭や地域との連携

児童を取り巻く多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築する。

そのためにも、日ごろから開かれた学校づくりに努める。

16 その他の事項

(1) 参考とするもの

- ・県教育委員会発行「いじめ対応マニュアル」
- ・宝塚市いじめ防止基本方針(改訂版)
- ・市教育委員会発行「教職員のためのいじめ問題対応マニュアル」

<資料>

- 資料1 校内組織体制
- 資料2 こころとからだのアンケート
- 資料3-1 いじめアンケート(1~2年生用)
- 資料3-2 いじめアンケート(3~6年生用)
- 資料4 いじめ早期発見のためのチェックリスト